

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

急逝した夫に、腹違いの弟がいることが分かりました。

Q

夫が硬膜下血腫で急死し、なんと3カ月がたちました。まだ46歳だったのに、本当に無念なことと思います。子供がいればまだ良いのですが、私たちは互いに親もきょうだいもなくお互いだけが家族でした。仕事があつて救われますが、夜とか週末とか…本当にどうしようもない気持ちになります。先生に愚痴を言って申し訳ないのですが。

ところで、相続の件ではすっかりお世話になっております。新型コロナウイルス感染症の影響で葬式はなく、夫の口座から下ろさなければいけないようなことは何もないのですが、私

か相続人はいないので、窓口には解約に行きました。すると、戸籍その他書類をそろえないと、当座の100万円ぐらいいは良いけれど、解約(引き出し)できないとのこと。大変面倒なので、先生にお願いしたのでした。そうしたら…なんと、青天のへきれき。夫には腹違いの、15歳も下の弟がいたのです。夫の両親は早くに離婚し、夫は母親に引き取られ、父親とは全く交流がなかったのですが、再婚し

て子供ができたのですね。会うたこともないその人も相続人になると先生から聞いて、二重のショックを受けています。夫の預金残高は800万円ほど。マシオンは、ローンは終わり、持ち分各半分の共同名義ですが、本当は私の方が親の遺産から頭金を多く出したので、私の持ち分は6割はあると思うのですが。この後どうしたらよいでしょうか。

相続・遺産のことを伝えた上で、相続放棄を頼むのが良いでしょう。

A

相続は、被相続人に婚外子がいるかもしれない、誕生時まで戸籍をたどっていくため、場合によっては、一つが返ってきて、その前に照会して…を繰り返して、2〜3カ月かかることもあります。

ご主人のお父さまはすでに亡いけれど、あと2回結婚を繰り返して、子供が一人産まれた。もし再婚相手の連れ子と養子縁組をしていたら、その人も相続人でしたが、幸いそれはなくて、腹違いの弟が一人いるだけです。とはいえ、子供がいない場合、きょうだいには4分の1の相続権がある(民法900条3号)。戸籍の附票も取ったので、住所も分かりますが、どんな人かは全く分からないので、本当は興信所に頼んで調べてもらった方が良いかとも思いますが、費用がかかるので、どうされるか。ネット時代なので、フェイスブックなどで分かる時もあります。

実はきょうだいには遺留分がないので、ご主人が「全財産は妻に」という内容の簡単な遺言を遺してくれていたら良かったのですが、急に亡くなったし、ご主人自身も父親やきょうだいのことは頭になかったので、責められませんか。まずは、その方に相続・遺産のことを正しく知らせた上、勝手に言うけれど、相続放棄をしていただければ(もちろんそれなりのお礼はするからと)と書面で頼むのが一番良いでしょうね。生前の交流は全くなく、普通のきょうだいではないので、3カ月以内に家裁に申立てをしていただければいいですが、お金に困っていたりすると、簡単には放棄してくれないこともあります。その場合は、遺産分割調停を起さざるを得ないですね。

4分の1の相続権をばりばり主張された場合、マンションの評価が仮に3000万円として半分が1500万円、預金800万円との4分の1は575万円。預金から賄えますが、マンションの評価額が高くなれば難しくなりますね。頭金うんぬんは調停で主張すればそれ相応の評価はしてくれると思います。

悲しいだけでなく相当面倒なことにまりましたが、そういう時に弁護士はあるので、できるだけストレスをためないようになさってください。